



中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所 台北支店

January 2005

今月のトピックス
台湾自由貿易港区
特別企画
台湾のデジタルテレビ産業(上)
台湾進出ガイド
台湾に於ける知的財産権制度紹介(その5)

日本企業から見た台湾
～台湾日立 股 高木恒治 総経理インタビュー
トップブランドを維持し、更なる飛躍を求めて
グローバルに展開する
台湾マクロ経済指標
インフォメーション

vol. 113

【今月のトピックス】 台湾自由貿易港区

2005年1月13日、台中港が第三番目の自由貿易港区として行政院(内閣に相当)から認定を得た。自由貿易港区計画は、区域内での企業の自主管理と貨物の迅速な運輸、スムーズな商務活動を保障するものであり、2003年7月立法院(国会に相当)を通過した「自由貿易港区設置管理条例」に基づく。すでに基隆港と高雄港では、行政院の認可を得て、それぞれ2004年10月と今年1月に自由貿易港区としてスタートしている。自由貿易港では、区内の企業は貨物の輸出入手続と外国人労働者の申請枠拡大などが優遇される。そのため、景気低迷で同団地への進出を躊躇していた企業の間でも同団地への進出を前向きに検討し始めるところが出てくると予測される。今回は台湾自由貿易港区の現況について紹介する。

自由貿易港区

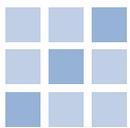
行政院経済建設委員会(以下経建会と略称)が提出した「自由貿易港区計画」は、空港及び港湾の周辺に自由貿易区域を開設し、外国人に72時間のビザ免除待遇を与え、区域内の商業活動を認め、貨物の通関手続を免除し、区域内の自由な流通を促すものである。経建会は、「自由貿易区」の意義について、「貨物の転送及び加工輸出貿易の発展を促すため、管制区域を設定し、高度な自主管理制度のもと、区域内で貨物の保管、転送、加工などの作業が行えるようにする。台湾国内に持ち込まない貨物については、税関で通関手続を行う必要はない。」と強調した。

今度、台湾では創設される自由貿易港区においては、以下のような機能がある。

(1) 単一窓口サービス：自由貿易港は単一窓口の下で運営・管理されている。

- (2) 区域内では貨物の通関手続が免除され、自由に流通可能。
- (3) 貨物の通関手続の必要がなくなり、高度な自主管理制度のもと、区域内で貨物の保管、転送、加工などの作業が可能となる。企業にとって管理が自由になるとともに大きなコスト削減につながる。
- (4) 大陸住民を含め、外国人がランディングビザで区域内での商業活動を行うことを可能にする。

経建会は「シンガポールや香港の自由貿易港区と比べると、台湾の自由貿易港区は2つの特徴を持つ。1つは、区域内で貨物の高付加価値な加工などの作業が行えること。2つめは、区域内で外国人が自由に移動できること。一般的には香港、シンガポールなどの自由貿易港では貨物の高付加価値な加工は禁じられている。また、こういった



自由貿易港は貨物の自由な流通を目的として設置しており、人の自由な移動の開放には制限がある。台湾では台湾企業及び多国籍企業の台湾における運営本部（研究開発、設計、マーケティング等高

付加価値の運営活動を行う拠点）設置促進が自由貿易港区設立の目的であり、台湾の自由貿易港は高付加価値の加工作業が可能。」としている。

表1 台湾における各種特別区域（制度）の比較

項目	形態	設置目的	単一管理 窓口制度	通関方式	外国人の活動に関する便宜	入居産業
免税区	自由貿易港	台湾企業及び多国籍企業の台湾での運営本部誘致	有り	通関手続免除	ランディングビザで処理可能、大陸住民入国規制緩和	特定産業
保税区	加工輸出区	保税加工・保税保管及び国内貿易の推進	有り	通関申告	特になし	一般産業・資本額制限
	科学園区	ハイテック産業の発展	有り	通関申告	特になし	ハイテック産業・資本額制限
特別制度	物流センター	保税貨物の保管・転送・配送	—	通関申告		資本額制限
	境外航運センター	大陸の貨物の転送及び加工などの開放	—	通関申告		—

（出所）各種資料を基に野村総合研究所台北支店作成

台湾自由貿易港区運営・設置現況

経建会によると、2004年12月までに正式に自由貿易港の申請を出したのは基隆港、高雄港、經濟部加工輸出区、台中港、台北港及び桃園航空貨物輸送園区となる。その中、基隆港と高雄港では、行政院の認可を得、それぞれ2004年10月と今年1月に自由貿易港がスタートしている。2005年1月13日に台中港も行政院の認可を得て、自由貿易港の開設に乗り出しており、今年末に正式運営開始の予定である。その他、台南県政府（南部自由貿易港区）、台南市政府（安平自由貿易港区）、高雄市政府（南星自由貿易港区）及び工業局（彰濱工業区）などが自由貿易港区の設置を申請しようとしている。

経建会は2008年までに台湾各地の港湾や空港の付近に、少なくとも7カ所の「自由貿易港区」を開

設。1,000社が入居し、総生産高は、1,625億元、誘致する投資総額は678億元となる見込みだと発表した。

表2 台湾自由貿易港区運営現況

	基隆港	高雄港	台中港
運営時間	2004.10	2005.1	2005年末の予定
面積	67ha	397ha	536ha
入居状況	2004.11まで5社入居意思表明、内2社が表明書にサイン	2005.1まで3社入居決定、11社が入居表明書にサイン	2004.5まで10社入居意思表明
管理機関	交通部基隆港務局	交通部基隆港務局	交通部基隆港務局

出典：各種資料を基に野村総合研究所台北支店作成



台湾のデジタルテレビ産業(上)

テレビ放送のデジタル化はすでに世界の趨勢と化している。この放送産業デジタル化の流れの中で、消費者により高度な視聴品質を提供できるだけではなく、世界の消費者の映像音声の視聴習慣を変えるものである。多くの家電業者は更に今回のデジタル化の流れが情報家電、中でもデジタルテレビの爆発的な販売の伸びをもたらす期待している。2005年1月に野村総合研究所は日本の7つの主要なIT市場の分析と規模の予測を行った。その中で放送市場の分野では、野村総合研究所は、地上波、ケーブルのデジタル放送市場は順調に成長し、2009年には、日本国内のデジタル放送市場規模は、2.2兆円に達すると見ている。台湾政府は国内の地上波デジタルテレビの推進日程を早めるために、台湾の地上波業者に対して、5年内(2003-2007年)にインフラ整備と番組内容の運営を完成するように要求していた。そして、2004年7月には、正式にデジタルテレビ放送を開始した。

台湾のデジタルテレビの発展概況

日本でNHKが1983年にアナログ式のハイビジョンテレビ(HDTV)を打ち出してから、よりハイレベルなテレビの追求が始まった。1986年アメリカは日本のHDTV関係者を議会に招き、更に委員会(ATACS)を結成し、ハイビジョンテレビを開発する方向性を定めた。1990年代、アメリカとヨーロッパは長年のテストの結果、前後して異なるデジタルテレビの規格を打ち出した。

デジタルテレビ番組は、従来のアナログ式のテレビに比して音質、画質ともに大幅に向上し、情報転送時に周波数帯を占有せず、番組内容も多様化する。また、従来のテレビ放送と異なり、インタラクティブサービスも提供可能であり、3C製品デジタル化の潮流に合致している。このため、世界の家電業者は時期購買ブームを引き起こせるスター産業と目している。

台湾政府は産業競争力を向上させるために、1997年からデジタルテレビの推進日程を組み、デジタルテレビの環境確立を加速化しようとしている。台湾のデジタルテレビは2000年に初のテスト放送がなされ、建設費用は地上波テレビ局を負担して放送基地の建設を行った。現在、既に9つの放送基地と20

の中継基地が完成し、将来5社の地上波テレビ業者で30のテレビチャンネルを提供できる。台湾国内の地上波テレビ番組の内容を大幅に増加させることが可能となる。

台湾のデジタル放送は2004年7月に正式に全面放送させ、更に4年に一度のオリンピック放送とも重なり、放映権を取得した台湾の放送事業者は、多くのオリンピック番組をデジタル放送チャンネルで放送したために、視聴者のデジタル放送への興味が増した。これによりデジタルテレビ産業も、政府の政策レベルから、徐々に一般視聴者レベルへの広がってきた。

デジタルテレビ産業の発展とビジネスチャンス

現在、台湾には5社の地上波テレビ局が14のデジタルチャンネルを放送開始している。そのうち、地上波放送の部分はすでに欧州DVB-T標準を採用し、システム建設を行っている。地上波事業者はすでにチャンネル企画と製作が終わっているのみならず、放送信号の品質の向上のため、引き続きハードの建設を行っていく。ハード、ソフトがまだ普及していないとはいえ、ただし、世界のテレビ産業のデジタル化がもたらすビジネスチャンスは、すでに関連産業の注目の的となっている。拓樸産業研究所の報告によれば、



昨年(2006年)は世界で約1.6億のデジタルテレビ視聴者がおり、4500万台のデジタル・セット・トップ・ボックス(STB)と1200万台近い、デジタルテレビの出荷量があった。その市場規模は約1000億米ドルに上る。

台湾のデジタルテレビは現在視聴者の反応のテスト段階とはいえ、国内のテレビ業者はすでにデジタルスタジオの建設、デジタルカメラ、デジタル編集機、デジタル中継車などの設備購入に資金を投入し、デジタル化を進めている。

デジタル化の流れの中で、パネル、部品、STB、セットメーカー及びコンテンツプロバイダーなどの各業者は、新たなビジネスチャンスをもたせることができる。台湾は、欧米日本などの各国と比して、デジタルテレビ産業は立ち上がり始めたところであるとは言え、TFT-LCDのパネル部分は、世界で、韓国、日本と台湾しか供給していない。将来、デジタルテレビ産業が成熟した後、そのもたらす力強い需要について、パネルメーカーの他、パネルの製造過程で必要となるバックライトモジュール、カラーフィルターなどのデジタルテレビ周辺の部品メーカーなどもかなり有望視しており、そうとの投資価値があると考えている。

現在の台湾市場では、Integrated DTVはまだ普及していないため、STBを使用するのが一般的である。この他、台湾は欧州規格DVB-T信号を採用しているために、移動しながらの信号接受をサポートしており、STBを通じて、PC上でデジタルテレビ番組を視聴することも、或いは移動接受STBを利用して、自動車、バスなどの交通手段の上で地上波テレビ局のデジタル放送を受信することも可能となる。将来は、携帯式の設備によりテレビを見ることがで

ければ、テレビコードの長さに影響されずに、TV everywhereの目的を達成することが可能になる。

現在、自動車上のデジタルテレビ受信の数は合計45000台であり、まだ相当の成長の余地がある。STBの当初主要な機能は、デジタルテレビのデジタル信号を、アナログテレビが受信可能なアナログ信号に変換し、デジタルテレビを購入していない視聴者にもデジタルテレビのテレビ番組を視聴してもらうことである。しかし、ブロードバンドとデジタル技術の普及によりSTBの機能は多様化している。ネットアクセスも可能になり、視聴者とも双方向のアクセスが可能で、双方向の情報転送機能を持っている。台湾工業研究院の予想によればネットデジタルSTBの出荷量は2003年の53.6万台から2007年の810万台になると見られている。デジタルテレビ普及前の過渡期製品として数量の成長幅16倍、営業額の成長も11.5倍になる。

豊富な内容が産業発展の鍵

台湾は現在の5社の地上波放送業のほか、一部のケーブルテレビ業者もデジタル放送番組を制作し、機材も買い換え始め、将来のデジタルテレビの時代に備えている。しかし、ハイビジョンテレビHDTV規格の製作コストは高く、現場のビデオカメラから製作編集部分までHDTV規格に合わせねばならず、台湾の現在の経済規模からはすぐに達成することは困難であるが、3C製品が徐々に成熟してくるにつれ、デジタル化の流れに入っている。このため、各種のシステム製品はお互いにサポートしあえ、将来、デジタルテレビ産業と3C製品は結合しあえば、更に豊富なテレビ音声映像メディア機能を表現し、関連メーカーもその中から更に大きなビジネスチャンスをもたせることができる。



企業活動に関する 台湾に於ける知的財産権制度紹介(その5)

17. 廃止の申立てにおける利害関係者資格制限の撤廃;一方、無効審判定期の除斥期間の増設

商標登録後、実際に使用している商標が、その登録を廃止すべき法定事由に該当するときは、公益確保の観点から、公衆審査にかけるのが望ましいということで、申立てのできるのは利害関係者に限るという制限を撤廃する。(改正条文第57条)商標の登録が第23条第1項第1号、第2号、第12号から第17号又は第59号第4項の規定に違反した時は、登録公告の日から5年を経過した後は、その商標登録についての審判を請求し又は提起することが出来ない。但し、この5年間の除斥期間の制限は、登録商標に関して第23条第1項第12号の状況がある場合、当事者が悪意である時に適用しない。(第50条、第51条)また、商標登録前、他人の著作権、特許権又はその他の権利を侵害し、登録した後、裁判所による侵害判決が確定した時は、登録商標は利害関係者によって無効審判請求を受けることがある。しかし、該当判決確定日から5年経過した後は、その問題の登録商標に対して向こう審判を提起することが出来ない。(第50条第2項及び第51条第2項)

18. 商標権侵害とみなされる態様の明文化--著名商標に対する保護の強化

従来では、他人の著名商標があるにもかかわらず、その商標の全部又は重要部分を自分の会社名や商号名、ドメイン名に録商標の同一又は類似の指定商品や役務に関してのみ使用する状態に対して、商標権者はそれを差し止める権利が認められたが、これだけでは著名商標の保護が無断襲用側の使用形態によって大分制限を受けることになり、周到と言いがたい状態である。改正法はこのよう不正競争に対策を提供する。他人が所有する(1)著名商標であることを(2)明らかに知りながら、(3)それと同一又は類似の商標を使用し、又はその著名商標の文字をもって自己の会社名称、商号、ドメイン名、その他営業の主体若しくは出所を表示することにより、その著名商標の識別機能又は業務上の信用を減損するに至らしめた行為。他方、他人の(一般で非著名の)登録商標を明らかに知っていて、その商標中の文字をもって自己の会社名称、商号、ドメイン名、その他営業の主体若しくは出所を表示することにより、商品(役務)を購入し或いは利用する消費者に混同誤認を生じさせる行為を明示して禁止する。(改正条文第62条、旧法第65条削除)

19. 商標権侵害物品に関する水際措置

商標権者がその商標権の侵害に係る物品について、税関に差押えを申立てることのできる規定及び手続き、並びに税関において差押え処分を廃止すべき、申請による保証金返還に関する法定事由及び実施方法の制定に関する授權など関連事項を定める。(改正条文第65条から第68条まで)

20. 産地証明標章の追加

地理的表示に対する保護を強化し、並びにTRIPS協定中の関連規定に合致させるため、外国の立法例を参考に、原産地証明標章が商標登録出願の対象になりうる法的根拠を追加する。(改正条文第72条)

21. 団体商標の追加

法人格をもつ公会(組合)協会又はその他の団体がその団体構成員が提供する商品又は役務であることを明確にして、他人の商品又は役務と区別させるために標章の専用権を取得しようとするときは、団体商標の登録出願をすることができる。団体マークとの区別も留意すべきである。(改正条文第76条)

22. 証明商標、団体標章及び団体標章の不当使用の態様

標章の不当使用についての認定が標章の登録を廃止すべきかどうかの決定にかかわるので、態様の多様化が疑義を生じさせないように、それを明示して明確を期する。(改正条文第79条)

23. 新旧法適用の経過措置

今回は商標制度全般にわたって大幅に改正するもので、新制への移行にあたって、例えばサービスマーク及び未登録商標の取扱い、連合商標、及び防護商標の存続期間中権利に関する規範、並びに異議申立て、無効審判及び廃止請求に関する審理等について明確に定める。(改正条文第85条から第92条まで)

(寄稿) TIPLO 台湾国際専利法律事務所 所長 弁護士・弁理士 林志剛
 台北市南京東路二段125号偉成大樓7樓 台北・台湾
 Tel:886-2-2507-2811 Fax:886-2-2508-3711 / 886-2-2506-6971
 E-mail: tiplo@tiplo.com.tw / Homepage: http://www.tiplo.com.tw

トップブランドを維持し、更なる飛躍を求めてグローバルに展開する

台湾日立(股)は日系企業としては台湾で非常に長い歴史を持ち、ルームエアコンのトップブランドの地位を築き上げてきた。その一方で台湾国内市場だけではなく、輸出や海外への展開を積極的に行っている。また、空調機以外の分野にも事業展開をしており、日系企業のグローバル化の例として、また、台湾を通じた中華圏ビジネスの展開の例として、示唆に富む。今回は台湾日立(股)の高木恒治総経理にお話を伺った。



台湾日立(股)
総経理高木恒治氏

台湾の空調機の歩みとともに

まず、御社の概要と沿革についてお聞かせ願えますか？

弊社は現在、ルームエアコン、パッケージ空調機、チラーユニット、空気清浄機、除湿機、冷凍機、圧縮機、ファンフィルタ・ユニット等の製造販売サービスを行っております。台湾では、桃園に工場があり、その他支店、サービスセンタ、物流センタなど全国に18ヶ所に展開しております。また、新荘にはR&Dセンターを設けています。

弊社の沿革としては、1965年に台湾現地資本との合弁で設立されました。当初はルームエアコンの窓型機の製造から始まりまして、その後パッケージエアコン、小型の冷凍機、チラーユニット、ファンコイルと徐々に取扱商品を広げてきました。1981年にはルームエアコンの輸出を始めております。

1986年に、それまでの台北県新荘の工場から桃園県の第一工場に移転し、1989年には桃園の敷地内に第二工場を建設しています。

1996年にフィリピンのスービックに輸出拠点と

して弊社の製造子会社を設立し、さらに2004年には販売会社を設立しました。

一方、2002年には中国の「広州日立冷機」(チラーユニットの製造)にも出資をしております。その後、「青島海信日立空調系統」(マルチタイプのパッケージ空調機の製造)へも出資をしております。

そして、2004年4月には弊社100%出資で、中国の蘇州にクリーンルームなどに使用されるファンフィルタユニットの拡大を図るため「台日科技(蘇州)」を設立しました。

クーラーのトップブランド

台湾において御社のルームエアコンは高い評価を得ていますが、トップブランドを維持するにあたってどのような点を配慮されていますか？

弊社のルームエアコンは台湾においても、トップブランドとしての高い評価をいただいております。この高い評価を維持するためには、販売面並びに製品開発及びサービスの面で常に努力を欠かせません。弊社の製品は「静音」「高信頼性」「高度なサービス

日本企業から見た台湾

体制」と言う点が高い評価につながっており、これらの維持と改善に努力しております。また、販売店への支援や、TV、新聞でのブランドイメージのアップを図っています。また、その支援として、毎年新しい企画を考えております。

製造面では、消費者のニーズは常に変化していますが、最近では環境、健康、快適な生活空間と言うテーマが重要視されています。このため、殺菌、除塵、防臭と言った機能を付加し、更に、エアコンの冷媒をオゾン破壊の無いものに切り替え環境意識の高まりに対応しています。その他、省エネとして入力当たりの冷暖房能力アップにも製品開発の焦点を合わせています。

また、現在のトレンドとしては窓型のタイプの需要の縮小、セパレート型、特にインバーター機の拡大が顕着になってきており、これらのラインアップに重点的に開発投資を進めています。

華人ネットワークを活かした中国投資

御社はフィリピンのみならず、中国へも展開されていますが、日系企業としては非常にグローバルな動きですね。中国への展開は主にどのようなねらいからですか？

弊社は海外へも積極的に展開をしておりますが、中国蘇州の現地法人は、液晶、半導体関係のクリーンルームの生産、現場に使われるファンフィルタユニットの製造販売を行っております。現在は台湾系企業と日系企業向けが主です。上海、蘇州、昆山に台湾系企業がたくさん進出している事から、蘇州への進出を決めました。また、ファンフィルタユニットの他に、冷凍機も扱う予定です。冷凍機は台湾でも伸びていますが、中国でも今後大幅に伸びていくと思われるため、間もなく生産、販売を開始します。現在、5名の台湾人が出向していますが、冷凍機の販売の本格化とともにさらに出向者を増やして販売

面も強化していく予定です。

拡販活動は子会社で主体的に行っていますが、台湾日立でも営業情報を提供しながら、受注活動を行っております。

台湾日立には台湾人の華人ネットワークがあるために中国で非常に展開し易い状況にあります。この点、日本から日本人が行くよりもずっと有利だと思います。

また、今後も台湾日立で競争力をつけ、事業展開できるものは合併ではなくて独資で展開するつもりです。

一流企業になる

御社は全部で約1300名の従業員がいらっしゃいますが、これを日本人として一つにまとめるのは苦労されていらっしゃると思いますが、いかがでしょうか？

弊社の従業員を束ねるためには、何よりもビジョンを打ち出す事が重要だと考えております。このため、台湾人の幹部を集めて徹底的に議論してビジョンを定めました。中核となるビジョンは「一流企業になる」と言う事です。このビジョンを毎年の経営方針に当てはめております。

これは単に業績を良くするというだけではなく、もちろん業績は結果としてついてくるわけですが、それ以上に「社会への貢献」、「ブランドイメージの向上」、「明るく活力ある職場作り」、「プロフェッショナル集団」と言った事が実現できて、初めて一流企業の仲間入りができるのだ、と言うことを常に伝えるようにしています。そうすると1300人の従業員がいても、おのずと皆一つにまとまってくると確信しています。

- 本日はありがとうございました。

台灣マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数 1966=100		
	実質GDP (10億元)	経済 成長率 (%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円			
2000年	9,663	5.78	8.06	7,607,739	732,866	148,321	140,011	8,310	1.82	1.26	32.99	0.2886	7,847		
2001年	9,448	-2.22	-8.36	5,128,529	684,854	122,866	107,237	15,629	-1.34	-0.01	35.00	0.2667	4,907		
2002年	9,820	3.94	9.39	3,271,747	608,672	130,597	112,530	18,067	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225		
2003年	10,148	3.33	7.38	3,575,656	726,070	144,180	127,249	16,931	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161		
3月	2,446	3.53	4.44	308,287	7,835	12,613	10,915	1,697	5.14	-0.18	34.75	0.2919	4,449		
4月	2,350	-0.08	3.35	139,491	29,114	11,457	10,426	1,031	2.68	-0.01	34.85	0.2918	4,449		
5月			2.61	261,382	26,943	11,260	9,510	1,750	2.03	0.32	34.71	0.2926	4,319		
6月			3.02	165,825	12,135	11,596	10,297	1,300	1.94	-0.55	34.61	0.2892	4,869		
7月			5.91	347,701	17,380	11,629	10,366	1,263	2.47	-0.98	34.42	0.2863	5,287		
8月	2,555	4.01	5.98	348,284	39,454	12,290	10,396	1,895	2.19	-0.59	34.17	0.2917	5,446		
9月			8.78	323,450	46,851	12,548	10,978	1,569	0.65	-0.21	33.78	0.3051	5,679		
10月	2,696	5.88	11.75	270,068	63,862	13,091	10,892	2,199	0.00	-0.06	33.98	0.3119	5,939		
11月			9.78	523,995	352,950	13,796	12,381	1,414	1.18	-0.46	34.21	0.3127	5,951		
12月			18.46	595,310	99,493	14,015	13,187	828	1.57	-0.05	33.98	0.3179	5,853		
2004年	2,654	6.72	0.2	180,349	9,357	11,806	10,570	1,237	2.47	0.01	33.39	0.3150	6,236		
2月			31.17	174,155	12,010	13,192	13,152	40	2.22	0.65	33.37	0.3057	6,514		
3月			17.14	414,365	56,852	14,752	14,081	671	2.72	0.89	33.02	0.3177	6,658		
4月			14.65	417,893	182,470	14,065	13,105	960	4.88	0.95	33.37	0.3021	6,666		
5月			2,578	7.88	17.06	185,952	37,283	15,692	14,499	1,194	6.93	0.91	33.39	0.3049	5,911
6月					17.31	281,388	63,222	14,427	14,638	-211	7.58	1.73	33.78	0.3107	5,758
7月			2,710	5.27	10.49	423,173	175,157	14,652	13,771	881	9.39	3.34	34.14	0.3057	5,553
8月					9.83	243,903	109,579	14,737	13,886	851	10.43	2.55	34.05	0.3100	5,497
9月					9.05	265,450	28,177	14938	14,205	732	11.40	2.78	33.98	0.3063	5,865
10月					3.21	338,733	115,577	15,387	15,045	341	11.85	2.37	33.44	0.3157	5,885
11月					4.82	373,587	12,504	15,514	14,946	568	9.06	1.49	32.21	0.3118	5,885

出所：中華民國經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

「Taipei International Sporting Goods Show 2005」

概要

2005年4月15日から18日まで、中華民对外贸易発展協会 (TAITRA) の主催により、台湾区体育用品工業同業組合と台北市体育用品商業同業組合が協力をし、「Taipei International Sporting Goods Show」が開催される。2004年の展示会では、255社の企業が1334ブースを設置し、韓国、日本を始め、各国から7493人のバイヤーが来場した。同展示会はアジア地域のスポーツ関連用品情報把握のため、国際バイヤー必見の展示とされている。入場無料 (事前登録制) ホームページ : <http://www.taipeitradeshows.com.tw/sports/Chinese/index.asp>

開催日時

2005年4月15日 (金) ~ 17日 (日) 09:00 ~ 18:00
18日 (月) 09:00 ~ 15:00

出品物

Fitness Equipment、Golf Equipment、Fishing Gear、Camping Supplies、Sports Accessories、Weight、Loss Equipment、General Water Sports Equipment、Racket Sports Equipment、Mountaineering Equipment、Table Games Equipment、Ski Equipment、Martial Arts Products、Sportswear、Outdoor & Active Wear、Skateboards、Snowboards、Surfboards、Swimming & Diving Equipment、Bowling Gear、Cycling Accessories、Boxing Gear、Protective Gear、Sporting Balls、Skates ... MORE

展示会場

台北世界貿易センター展示ホール (台北市信義路5段5号)

主催

中華民國对外贸易発展協会

問合せ先

中華民國对外贸易発展協会 周怡君
E-mail : taispo@taitra.org.tw 電話 : (02) 27251111 # 631

ジャパンデスク連絡窓口
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部
投資業務処

台北市館前路71号8F TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
担当: 林貝真 ext. 216 (日本語可)

野村総合研究所
台北支店

台北市敦化北路168号13F-E室 TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
担当: 杉本洋 ext. 26 / 海老名宏明 ext. 22 / 褚炫初 ext. 23 / 盧詩瑩 ext. 25 / 徐沛 ext. 21

野村総合研究所
コンサルティング第三事業本部

〒100-0005東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビル TEL: 03-5533-2709 (直通) / FAX: 03-5533-2724
担当: 内田恵子

●ジャパンデスク専用 E-mail: japandesk@nri.co.jp ●ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。